

CLAIR REPORT No. 390

英国及びドイツ自治体における環境政策の動向 —ダービーシャー県とニーダーザクセン州における事例から—

Clair Report No.390 (Jun 3, 2013)
(財)自治体国際化協会 ロンドン事務所



自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政にかかわる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御指摘・御教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

環境政策は、かつては公害対策にはじまり、現在ではリサイクルから地球温暖化対策、そしてその緊急性・重要性がさらに高まっている再生エネルギー対策に至るまでその政策の裾野は大きく広がっている。技術の進歩と地球規模の問題の深刻化もあり、今や環境政策は日本の自治体にとっても半永久的な重要課題となっているといっても過言ではない。

当ロンドン事務所管内の各国においても、地方自治の母国とも称され、チャリティーなど民間主体の活動が小さな政府を支える構図の英国、もともとリサイクル等において先進的な取り組みが行われ、福島原発事故を契機として脱原発政策を進めようとしているドイツをはじめとして、様々な取り組みが進められている。

本レポートは、英国のダービシャー・カウンティと、連邦制という違いはあるもののドイツのニーダーザクセン州という日本の県に近い広域的な役割を果たしている両地域の政策について、筆者が現地視察や実際の担当者との意見交換の成果も含め取りまとめたものである。

また、この両地域は、それぞれ日本の自治体との姉妹提携関係を有しており、こうした交流を通じて日本の状況や課題についてもより深い理解をいただいていることも、調査の過程で多大な協力を頂くことにつながった。

御協力を頂いた関係者の皆様全てに深く感謝するとともに、本レポートが日本の自治体の環境政策の参考になれば幸いである。

(財)自治体国際化協会ロンドン事務所長

目次

概要	1
本稿執筆にあたって	2
第1章 英国とドイツにおける環境政策の現状	3
第1節 英国国内の環境政策の現状	3
第2節 ドイツ国内の環境政策の現状	4
第2章 国家レベル機関役割	5
第1節 英国の国家機関レベルの役割と取り組み	5
第2節 ドイツの国家機関レベルの役割と取り組み	6
第3章 地方自治体の役割	7
第1節 一般的な地方自治体の役割と取り組み	7
第2節 地方自治体事例紹介	21
1 ダービーシャー県 (Derbyshire County Council)	
(地域住民とのパートナーシップ等を活用した環境施策)	21
2 ドイツ・ニーダーザクセン州 (Niedersachsen)	
(気候変動に対する地域プロジェクト—学校環境コンテスト)	29
第4章 まとめ	44

概要

本稿では、第1章「英国とドイツにおける環境政策の現状」で英国政府及びドイツ政府が発表した統計情報等の分析により両国の環境政策の現状を述べる。第1節においては英国の国内環境政策の傾向と現状について、第2節においてはドイツの国内環境政策の傾向と現状について述べる。

第2章「国家レベル機関役割」においては、第1節で英国の環境に係る国家機関レベルでの役割、第2節ではドイツの環境に係る国家機関レベルでの役割について述べる。

また、第3章「地方自治体の役割」では、第1節において英国の地方自治体が直面している新たな課題である、政府の地域への大幅な権限委譲を進めるなど地方自治体の役割が大きく変わる激変期に直面しているといった現状や、ドイツ地方自治体の持続可能社会構築に向け、ますます拍車がかかる現状を説明し、第2節において様々な地方自治体における地域の特色を生かした環境対策の取り組みと民間企業や関連団体との連携について事例を紹介する。

そして、第4章においては上記のことを踏まえまとめを述べる。

本稿執筆にあたって

本稿テーマに環境施策を選択したのは、筆者が2011年3月の東北地方太平洋沖地震発生直後に渡英し、欧州においてエネルギー政策を中心とした日本の環境施策への対応等に質問を受ける機会が多かったことから、通常業務において特に交流の多い英国及びドイツの環境施策にも興味を持ったことがきっかけとなっている。

英国とドイツにおける環境の現状についてみると、英国においては、環境分野における業務の多く（特に規制行政等）は中央政府の諸掌業務として実施されている。地方自治体が行うのは、廃棄物収集や環境汚染対策、苦情処理等といった傾向が見られる。一方ドイツにおいては連邦制ということもあるが、連邦、州、基礎自治体が各々所管しており、独自の権限を持って取り組んでいる。

ヨーロッパにおいては大気汚染や水質汚染等は国境に関係なく被害をもたらすため、環境問題はEU全体で取り組むことが重要とされている。一方、環境政策は単独の分野に限るものではなく経済・交通、農業といった多分野にかかわってくる重要分野であるため、各国が国レベルで法律を定め責任を持って対応することとしており、英国とドイツのように国ごとの対処にも違いが見受けられる。

また、英国においては、低炭素社会の構築に向けて、2008年11月、気候変動対策のための長期的かつ拘束力のある世界で初めての法律として「2008年気候変動法（Climate Change Act 2008）」が成立している。これに基づき、二酸化炭素の排出量を削減するために法的拘束力のある数値目標を設定している。こうした中、自治体においても、二酸化炭素削減などの環境施策により、持続可能な地域社会の構築に向けて様々な取り組みを行っている。ダービーシャー県は、ハードの整備と共に意識啓発などソフト面も含めた施策を実施しており、地域住民や民間団体とパートナーシップを構築して取り組み等、地域発展を絡めての施策が特徴的であることから、同県の自治体を例示とすることとした。

ドイツにおいては、国の総電力量の17%は再生可能エネルギーによる電力で賄っており、この割合を2020年までに35%に拡大し、2030年までには50%とすることになっている。これまでより一層、再生可能エネルギー普及や省エネルギー促進への投資を強化している。また、そもそも地方分権の進んだ国ならではの特徴としてローカル・アクションが起こりやすく、自治体間の競争も盛んに行われている。今回、再生可能エネルギー分野でも先進的なニーダーザクセン州で行われた学校環境コンテストを、地域を巻き込んだ環境施策の事例として取り上げることとする。

本稿の目的は、今まさに緊縮財政の真っ只中にある英国における地方自治体の環境施策と、環境施策への一層の強化を図るドイツでの事例を取り上げることで、日本の地方自治体の環境施策の参考の一助となることを狙ったものである。

第1章 英国とドイツにおける環境政策の現状

ヨーロッパにおいては大気汚染や水質汚染等は国境に関係なく被害をもたらすため、環境問題はEU全体で取り組むことが重要とされている。一方、環境政策は単独の分野に限るものではなく経済・交通、農業といった多分野にかかわってくる重要分野であるため、各国が国レベルで法律を定め責任を持って対応することとしており、英国とドイツのように国ごとの対処にも違いが見受けられる。

ここでは、英国及びドイツにおける現在の環境の動向を政府発表資料等より分析し、両国の全体的な環境政策の現状を述べる。

第1節 英国国内の環境政策現状

英国における環境施策としては、特に低炭素社会構築やエネルギーといった方面に重点的取り組みがなされている傾向がある。ドイツと同様にEU指令にしたがって国内施策が実行されており、概要は以下のとおりである。

1 概要

英国においては、低炭素社会の構築が地球温暖化の緩和を目指して現在世界的規模で早急に取り組むべき課題との考えに基づき、2008年11月、気候変動対策のための長期的かつ拘束力のある世界で初めての法律として、「2008年気候変動法 (Climate Change Act 2008)」が成立した。この法により、二酸化炭素の排出量を2020年までに1990年比で少なくとも34%削減し、2050年までに全ての温室効果ガスの排出量を1990年比で少なくとも80%削減するというように、法的拘束力のある数値目標を設定している。

また、2050年に向けた数値目標を達成するために、5年ごとの温室効果ガス排出量のカーボン・バジェット（排出上限）を設定し、世界へ向けて自国の責任を果たそうと取り組んでいる。

また、英国においては環境分野における業務の多く（特に規制行政等）は中央政府の所掌業務として実施されている。地方自治体が取り扱うのは、廃棄物収集や環境汚染対策、苦情処理等といった傾向がみられる。

低迷を続ける経済情勢の中、英国が際立った環境施策を打ち出せているというわけではないが、中央政府と地方自治体が協力して気候変動対策に取り組む試みや、自然環境等を次の世代へ引き継ぐ遺産として大切に保全していく伝統のある国柄、地方自治体と地域住民や民間団体とのパートナーシップを構築しての取り組みが盛んなのも、特筆すべき事項である。

英国においては2010年5月に保守党と自由民主党による連立政権が誕生し、地域への大幅な権限委譲を進めるなど地方自治体の役割も大きく変わる激変期に直面している。環境施策における各々の役割もその影響が見受けられる。

第2節 ドイツ国内の環境政策現状

EUにおいて、ドイツは環境問題に関し主要な位置を占めている。中でも環境負荷の低い産業社会の実現を積極的に目指しており、その分野において主導的立場を狙っている。EU指令にしたがって国内施策が実行されており、概要は以下のとおりである。

1 概要

ドイツにおける環境問題は、戦後の大量消費・大量生産型の経済活動による環境破壊や環境汚染により、1960年代に深刻化した。これを受け、西ドイツでは1970年に環境問題を政治的課題として緊急プログラムを組み、翌年の1971年には環境保護は公の役務とされ、1974年に連邦環境庁が設置されている。

現在、国の総電力量の17%は再生可能エネルギーによる電力で賄っており、この割合を2020年までに35%に拡大し、2030年までには50%とすることとしている(2012年再生可能エネルギー法)。これまでより一層、再生可能エネルギー普及や省エネ促進への投資を強化している。

また、ドイツではそもそも地方分権の進んだ国ならではの特徴として、ローカル・アクションが起こりやすく、自治体間の競争も盛んに行われているのが注目すべき点であると考えられる。環境保護が公の役務となって以降、ごみ、エネルギー、自然保護など様々な側面で市民運動と政治が交互に呼応するかたちで展開してきた一面もある。市民運動の主体になったのは、日本のいわゆる「団塊の世代」と年代的に近い「68年世代」と呼ばれる世代であり、各自の地元で運動は展開され、それに呼応したのも地元の政治であったのが特徴である。

ドイツは連邦制であり、地方分権型の国家である。例えば州は治安や学校の立法権などで独自の権限を持つが、制度だけでなく、人々のメンタリティも分権型に準じており、そういった面からも市民運動や政治においてローカル・アクションが起こりやすいと考えられている。市民運動の主役だった68年世代の影響についていうと、濃淡はあるが今日の40代半ば程度の世代まで残っており、現在の環境政治を「一緒に作り上げてきた」という意識も幾許か見受けられるとのことである。しかし、それより下の世代にとっては、環境問題に関する政治やシステムは既存のものであったため、今後環境負荷をさらに低減させるために、環境教育などの推進が必要となっており、自治体もそのために積極的な施策を展開している。

第2章 国家レベル機関の役割

英国及びドイツにおける環境施策の国家単位での取り組みは、以下のとおりである。

第1節 英国の国家機関の役割と取り組み

英国における低炭素社会構築やエネルギー問題等、中央政府で気候変動政策を担当しているのは英国エネルギー・気候変動省（Department of Energy and Climate Change、DECC）である。

政府は、気候変動法で定めた数値目標を達成するために、包括的計画として「低炭素移行計画（The UK Low Carbon Transition Plan）」を2009年に策定した。ここでは、運輸、電力と重工業、農業・土地・廃棄物、職場と雇用、家庭と地域社会の部門ごとに、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスをどれだけ削減できるか、その目標達成のために政府がどのようなことを行うかを示している。

気候変動対策として、EUは二酸化炭素の排出量を2020年までに1990年比で少なくとも20%削減することとし、国際的枠組みが合意された場合30%削減することとしている。英国政府が気候変動法で率先した姿勢を見せているのは、EU加盟国において高所得的立場にあることから、その責任と貢献を示す意図があるものとみてとれる。

ただ、低炭素移行計画においては、政府だけの力でこの目標を達成することはできず、地域社会、自治体、企業や政府全てが各々の役割を果たす必要があると強調されている。また、2010年の連立政権誕生でこれまでの国の多額の財政赤字を現政権の任期終了までにほぼ解消させることを目指し同年10月に発表したスペンディングレビュー（包括支出見直し）において、国からイングランドの自治体に対する補助金も4年間で28%削減（毎年度平均で7.1%減）することを明らかにしており、近年自治体や地域社会への負荷は大きなものとなっている。

こうした財政再建策や経済不況の影響を受け、これまでのように政府主体の政策だけでは立ち行かなくなっているが、英国は中央政府と自治体や、自治体と企業・地域住民とのパートナーシップが歴史的に根付いている国である。2011年には、エネルギー・気候変動省（DECC）と地方自治体協議会グループ（LGAグループ）が気候変動対策への取り組みに関する覚書（memorandum of understanding）を締結し、パートナーシップを組んで互いに協力し、目標を達成するよう努めることで合意している。

このように、各主体の連携と協働が多く試みられていることが英国の特徴の一つといえる。

第2節 ドイツの国家機関の役割と取り組み

ドイツにおいて環境政策を担う行政機関は、連邦、州、市等の基礎自治体という三つのレベルの機関に分けられ、各々の所管により独自の権限を持って取り組んでいる。

連邦政府で環境政策を担っているのは、ドイツ連邦環境・自然保護・原子力施設安全省（Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit、BMU）である。

連邦環境・自然保護・原子力施設安全省が1986年に設立するまでは、同所管業務は内務省、連邦食料農林省、青年家族健康省において取り扱われていた。また旧東ドイツの自然保護・水管理省及び環境・自然保護・エネルギー及び核保安省が旧東西ドイツ統一にともなって現在の連邦環境省に組織変更がなされている。連邦環境省には三つの連邦庁があり、さらに地球科学、原子力、環境検証、廃棄物など八つの独立した諮問機関が存在する。

連邦環境省の目的は、環境有害因子や放射線からの保全、経済的な資源・エネルギーの使用、生物の多様性の保全である。そして環境政策の全体的な方針は、持続可能性にある。現実的かつ生態学的、そして社会的にも経済的にも機能する発展を念頭においているのが特徴である。

省内組織としては、○中枢機能、環境保全一般○気候保全、環境とエネルギー、再生可能エネルギー、国際協調○原子力施設の安全性、放射線防護、原子力発電、核廃棄物処理○水管理、廃棄物管理、土壌保全○環境と健康、汚染物質排出及び騒音防止（環境への悪影響防止）、工場安全と交通、化学物質安全○自然保護と持続可能な自然活用、の担当分野ごとに六つの部署に分けられている。

また、連邦環境省には行政を担う連邦環境庁、連邦自然保護庁、連邦放射線防護庁の三つの連邦庁が存在する。連邦環境庁は連邦環境省の研究支援や調整を担う機関であり、1974年に設立された。連邦自然保護庁は国内・国際的自然保護と景観管理における政府の中心機関であり、1993年に設立されている。連邦放射線防護庁は、電離・非電離放射線に関し、人への安全性と保護及び環境への負荷対策を担っている。

ドイツは持続可能なエネルギー経済と再生可能エネルギーの全面的普及に向け、動きを加速させている。ローカル・アクションの起こりやすい国柄として、ニーダーザクセン州にあるユーンデ村などでは、ドイツ初のバイオエネルギーの村として、需要電力及び熱エネルギーを、2005年よりバイオマス発電で完全自給自足して注目を集めている。

このように、ドイツにおいては国をあげて持続可能な環境社会の構築に取り組んでおり、また、地方分権が進んだ国ならではの、各地域の特色ある取り組みが特徴の一つであるといえる。

第3章 地方自治体の役割

ここでは、環境施策に係る地方自治体の取り組みと、各地域における民間企業や関連団体とのパートナーシップについて述べる。

第1節 一般的な地方自治体の役割と取り組み

(1) 英国における地方自治体の役割と取り組み

1 環境行政分野の法的規定

地方自治体はその所管区域において、環境保護・環境管理・生活環境向上のための職務と権限を、広範囲に有している。しかし、また自治体はこれらの点において実行する多くの裁量を有していることから、地方環境政策とその実践は、地方主義の概念において重要な意味を持ち続ける数少ない分野の一つであると考えられる。

現在、地方自治体がこれら環境施策を行うにあたっての主要な法律は「1990年環境保護法（The Environmental Protection Act 1990、以下「EPA 1990」とする）」である。

ア 「1990年環境保護法」

「EPA 1990」で規定されている内容は、EU指令に基づき、その多くを国内法化したもので、この法律は全てのタイプの地方自治体に適用されている。

汚染源とされる産業施設から大気、水、土壌へ排出される汚染物質を一元的に管理することにより、汚染物質の全体量を抑制しようという「総合的汚染規制のシステム（Integrated Pollution Control）」の考え方に基づいたものである。これにより、特定の工程を有する施設（燃料及び電力産業、鉱業、化学産業、廃棄物処理産業、製紙業、ゴム製造業等）は、操業にあたって関係当局の許可を得ることが必要になっている。

具体的に、法の第一部では総合的汚染規制に関し、環境へ潜在的に有害であると考えられる活動や開発の申請、承認を扱う上での地方自治体のための要件を定めている。ここで、地方自治体は適切と考えられる条件を付加する権限を、法第6条に基づいて与えられる。第一部ではまた、地方自治体の検査官の権限と発行権限の監視について述べられている。

第二部では、主に廃棄物で汚染された土地に関して規定されており、地方自治体はそのような汚染された場所を特定し、修復することとされている。また、地方自治体は汚染地区の公開登録簿の作成が義務付けられている。

法の第三部では、制定法上の不法妨害と大気の浄化に関するもので、その該当地域を詳しく調べ、またどのような苦情が出ているか調査することを地方自治体に求めるものである。調査により不法妨害が見られた区域において、地方自治体は妨害の減少処置を講ずる権限を与えられる。

イ「BATNEEC 技術」

許可を要する施設の生産工程において、使用される設備や技術についてはEU 指令が定める「過度の費用負担をとみなわない最善の利用可能な技術 (best available techniques not entailing excessive cost、以下「BATNEEC」とする)」に適合することが必要とされている。これは過大なコスト負担なく汚染物質の排出を防止するか、または現実的に可能な範囲で汚染物質の排出を抑制し得る最善の技術を指すが、具体的な基準については必ずしも明らかではない。その基準については環境・食料・地方問題省 (Department for Environment, Food & Rural Affairs) から産業別の指針が出されており、BATNEEC 技術を生産工程中に用いているかどうか、操業許可の重要ポイントとなっている。

2 地方自治体の環境分野における責任

1996年4月における英国地方政府の最後の大規模なリストラ以来、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドの全てと、イングランドの一定地域が一層制を採用しており、環境行政を含む様々な地方自治体の機能のほとんど全てに責任を有している。日本が都道府県と市町村の二層制のみを採用していることと比べると、大きく異なっている。イングランドにおける一層制自治体として、都道府県と市町村の機能を併せ持つ非大都市圏の「ユニタリー (Unitary Council)」、大都市圏の「大都市圏ディストリクト (Metropolitan District Council)」があり、ロンドンにおいてはグレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority : GLA)、32の「ロンドン区(London Borough Council)」、「シティ・オブ・ロンドン・コーポレーション (City of London Corporation) (通称：シティ)」があげられる。ウェールズ及びスコットランドの一層制自治体はユニタリーとして知られている。北アイルランドはディストリクトと呼ばれる。

それに対比して知られているのが、残りのイングランドの二層制で、1974年から採用されている。日本の県に相当する広域自治体のカウンティ (County Council) と日本の市町村に該当する基礎自治体のディストリクト (District Council) である。

加えて、地域レベルのより限定された自治体機能を持つパリッシュ (Parish) があり、例えば公園や公共の建物等の特定の地域設備の基準に関しては、地域レベルの環境保護として一定の責任を行使することができる。

地方自治体の環境保護・環境管理・生活環境分野における各行政分野は、下記のとおりである。

- ・ 大気管理・動物衛生／動物福祉及び食肉処理場・海岸・建築規制
- ・ 気候変動／適合と緩和・消費者保護／取引規格・犬対策・飲料水・環境保護
- ・ 洪水管理・不法投棄車両・食品衛生管理・労働安全衛生・道路管理
- ・ ライセンス・ごみ問題・害虫駆除・企画・樹木保護・ごみの最少化とリサイクル

3 地方自治体の環境に対する責任の動向と発展

過去20年間ほどにおいて、英国地方自治体（及び中央政府）の環境責任における政策課題や対応には、かなりの変化が見られる。特に政策において、過去10～15年で地球温暖化や気候変動の脅威に対して非常に大きな進歩が見られた。最も顕著なのは、廃棄物管理政策をリサイクル主導に移行し、残留廃棄物（埋め立てや焼却に行く）の流れを低減するための政策がかなりの努力で行われたことである。

加えて、土地利用計画や開発政策にも重要な新しい局面が見られた。今や、はるかに大きい重点施策が公共交通機関（特に鉄道とバスサービス）及びサイクリングとウォーキングに実施されており、加えて既存の構築エリア内もしくは地方よりも隣接都市の拡張において、住宅や雇用目的のために集中的に開発が行われている。

そこで近年“クリーンで環境にやさしい”を重要視し、かなり多数のキャンペーンを行っている。地方環境の清潔維持及び管理における重要な政策展開があり、結果として、例えば道路清掃といった道路管理の基準の改良をもたらし、ごみ不法投棄、廃棄物投棄、犬対策、投棄車両、ごみのポイ捨てや違法駐車場などの環境問題に対して、より迅速かつ堅牢な対応がなされることとなった。

環境責任における規制関係について、英国地方自治体の対応に係る特に重要な三つの変化は、以下のa)～c)のとおりである。

- a) 情報提供、アドバイスや環境対策の促進支援をより重要視した環境規制に取り組む“法令順守主導型”への移行

最近では、例えばほとんどの自治体は、地元企業のための情報イベント（セミナーやワークショップ等）を行っている。自治体は相談受付電話を提供し、新たな要件に係る専門家を紹介するために人員の派遣を行い、重要課題等についてのガイダンスの提供を行っている。

2005年において、この一般的な取り組みは、財務省によって委託された地方自治体の規制見直し作業の結果報告（2005年ハンプトン報告）¹により、公的支持を受けた。そこには“業務上の行政負担を軽減する”という一般的な政策構想の一環としての考え方や、規制者の企業に対する柔軟な対応が提案の重要な部分としてあげられている（2010年トゥームス&ホワイト報告）²。

¹ Hampton P (2005) Reducing Administrative Burdens: Effective Inspection and Enforcement, London: H M Treasury

² Tombs S and D Whyte (2010) A Deadly Consensus: Worker Safety and Regulatory Degradation under New Labour, British Journal of Criminology, 50, 46-65

また、ハンプトン報告を受けて2年後の2007年5月、新しい政府機関「地域規制改善オフィス (Local Better Regulation Office ; LBRO)」が、地方自治体においてより一層のビジネス支援サービスの開発を推進・統括することを目的として設立されている。

b) より効率的かつ効果的な規制手段を展開することを目的とした“より多くのリスクと情報に基づく”環境規制への移行

英国の環境上の規制プロセスにおける第二の移行は、調査の包括的適用や法の順守及び処分から、より個々に適応した対応への移行であって、様々なリスクのパターン等を反映しており、そこには問題を予想するための情報(言い換えると、法令順守の面で最も課題の多い分野や、より問題が起こりそうだと想定されている優先的分野)がある。

リスクに関しては、地方自治体は現在、環境責任の種類に関連して様々なリスクアセスメントに取り組んでおり、関係部門から下記のとおり発表されている。

- ・安全衛生局/ 地方自治体施行連絡委員会(HELA)―重要計画システム
(The Health and Safety Executive / Local Authorities Enforcement Liaison Committee (HELA) Priority Planning system) ;
- ・公正取引局(OFT)―貿易基準リスクアセスメントスキーム
(The Office of Fair Trading (OFT) Trading Standards Risk Assessment Scheme) ;
- ・食品基準局(FSA)―食品衛生度評価スキーム
(The Food Standards Agency (FSA) Food Hygiene Intervention Rating Scheme) ;
- ・食品基準局(FSA) ―食品基準調査評価スキーム
(The FSA Food Standards Intervention Rating Scheme) ;
- ・食品基準局(FSA) ―1次産品衛生リスクアセスメントスキーム
(The FSA Primary Production Hygiene Risk Assessment Scheme) ;
- ・食品基準局(FSA) ―動物飼料法検査評価システム
(The FSA Animal Feed Law Inspection Rating System) ;
- ・環境・食糧・田園地域省(DEFRA) ―地方自治体統合汚染防止管理(LA-IPPC)
(The Department for the Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA) Local Authority Integrated Pollution Prevention and Control (LA-IPPC)) ;
- ・地方自治体汚染防止管理(LAPPC) ―リスクメソッド

(Local Authority Pollution Prevention and Control (LAPPC) Risk Method) ;

・環境・食糧・田園地域省(DEFRA) 一動物衛生保護リスクアセスメントスキーム
(The DEFRA Animal Health and Welfare Risk Assessment Scheme) ;

上記のように、それぞれが独自の特徴を持っているが、個々のリスクアセスメントスキームの中心にある一般的概念は、①特定できる危険要素と②法令順守の見込み、で構成されている。

c) 環境責任を負う個々の規制者が、より密接に連携して情報を共有し、共通の執行方針や業務を執り行う、“協調体制のよくとれた”環境規制への移行

地方自治体による環境規制の三番目の移行は、上記でも触れた問題であるが、異なる規制機能をまとめ、一般的に指導・管理するものである。共通した原則の設定への取り組みと専門的実務の実施、そして最も重要なのは、地方自治体が対処する機関のために、共通の一貫した対応をするよう努めるものである。

多くの点で、この移行は“協調体制のよくとれた”“統一の”“パートナーシップ及び共同作業”等をキーワードに、傾向の一環として広く明確に理解されている。これは今やほぼ20年間にわたって公的規制開発の強力な要素となっており、弱まりを見せていない。実際、英国における最近の国家財政の悲観的な見通しの下で、必要とされる効率性の保持と、よりよいサービスの両方の実現を達成するために、組織の合併・共同出資・共同でのサービス提供等に対する関心がますます強まっている(Raine and Watt, 2011)³。

具体的に、地方自治体においては、共有の戦略的リーダーシップの下、異なる専門的機能が単一部署内にまとめられる傾向がますますみられている。そして最近では、多くの地方自治体が、所管内の健康、保健及び保護サービス活動において、この方法に集中しており、共通基準・運用原則と実務、そして前術した一般的な種類のリスクと情報に基づく規制への移行が促進されている。

例として、ウスターシャー県が特に興味深い事例としてあげられる。ここでは6のディストリクト (District Council) と1のカウンティ (County Council) の7地方自治体が、最近一つの共同規制サービス (主任役員によって統括される)

³ Raine JW and PA Watt (2012) Collaborative Budgeting: Conception, Conduct and Consequences.

Lessons From Five English Local Government Case-Studies, Public Management Review, forthcoming.

を執り行っている。その取り扱うサービスは、動物健康、消費者保護、公正取引、食の安全、労働上の健康と安全、免許、公害、苦情、違法取引、消費者へのアドバイス、野犬捕獲、害虫駆除が、県を横断して対応している。

確かに、異なる環境責任の同じようなレベルの統合は、多くのユニタリー (Unitary Council) とロンドン区(London Borough Council)でも見受けられる。しかし、ほとんどの自治体においては、地方自治体の異なる階層間での責任分担により、その機能的協力のプロセスが長く困難なものとなっている。現実には、異なるエリアは異なる自治体が行い、“規制の統合への徐所の変化”で移行しているといえる。(Raine, Bokhari and Dalziel, 2012)⁴

ウスターシャー県の先駆け統合モデルは、他の県地域でも、地方自治体の緊縮財政時等に少なからず財政的な節減につながるという見込みから、採用される可能性が高いと思われる。しかし、その“協調体制のよくとれた”規制への移行速度は、近接する土地などの地理的な要因や、同程度の政治文化、そして異なった自治体間の組織関係に起因するところが大きい。より一般的には地方自治体の共同予算措置に関連していると述べる意見もある (Raine and Watt 2012)。

(2) ドイツにおける地方自治体の役割と取り組み

1 ドイツの特徴としての「ローカル・アクション」

ドイツでは、2011年の福島第一原子力発電所の事故を受けて、再生エネルギー発電の割合を2020年までに35%に拡大することを連邦政府が決定するなど、国をあげてこれまでより一層、再生可能エネルギー普及や省エネ促進等環境施策への投資を強化している。またそのような状況の下、自治体間の競争も盛んに行われている。

今回、再生可能エネルギー分野においても先進的なニーダーザクセン州で行われた学校環境コンテストを、地域を巻き込んだ環境施策の事例として取り上げることとする。

ニーダーザクセン州で行われた学校の環境コンテスト「気候チェッカー(Klima-Checker)」⁵であるが、同コンテストは州内の地域環境プロジェクト「気候変動と自

⁴ Raine JW , Bokhari S and R Dalziel (2011) Local Authority Regulatory Interactions with Business, Report of a Research Project for the Local Better Regulation Office, Birmingham: Local Better Regulation Office

⁵ „Klima-Checker“ 2009 – Ergebnisse des niedersächsischen Schulwettbewerbs SchülerInnen setzen Impulse zur Minderung von CO₂-Emissionen – (Herausgeber:

治体 (Klimawandel und Kommunen)」の枠組みの中で実施されたものである。コンテストのプロジェクトパートナーである、電力会社「E-ON Mitte」は自社のホームページで「シンク・グローバル、アクト・ローカル」という言葉を用いて同コンテストについて触れており、この取り組みは、まさにそういったローカル・アクションと位置付けられている。

2 ニーダーザクセン州と地域プロジェクト

ドイツは連邦国家であり、自治体や本稿でも取り上げる学校の制度は州ごとに異なっている。ここではニーダーザクセン州及びその自治体や学校の仕組みについて紹介する。

ア ニーダーザクセン州について

a) 州の概略

ニーダーザクセン州はドイツの北部に位置する州である。ドイツ連邦共和国には 16 の州が存在するが、面積は国内で 2 番目に大きく (全ドイツ 13.5%)、人口も 4 番目に多い。またブレーメン都市州 (市でもあり、州でもある) が飛び地のかたちでニーダーザクセン州に囲まれたかたちになっている。



ニーダーザクセン州ハノーファー市風景

【経済】

経済を見ると州内 GDP は 16 州のうち 5 番目、一人あたりの GDP となると 9 番目であり、GDP の比較からいえば、それほど突出しているわけではない。

産業構造としては、造船、鉄鋼、化学などで知られている。その他に度量衡検査・材料検査分野でも存在感があり、それを象徴するかのよう、ブラウンシュヴァイク市に連邦物理技術庁 (Physikalisch-Technische Bundesanstalt) が所在している。このことは同時に、連邦の省庁が各州に分散していることを示している。

またヴォルフスブルク市にはフォルクスワーゲン社の本社がある。とりわけ州都でもあるハノーファー市は産業・サービス業の中心であり、最大級のメッセ会場があって、世界最大の工業見本市や世界最大のコンピュータ見本市 CeBIT (セビット) が毎年行われている。

さらに総面積の 3 分 2 が農業用地でもあり、農業も一定の存在感を示している。

【政治】

政治的には 2003 年以降、州首相は保守政党 CDU (キリスト教民主同盟) から出ている。与党は CDU と中道の FDP (ドイツ自民党) の連立によるものだが、戦後をみると左派政党 SPD (ドイツ社民党) と CSU が交互に与党になっている。

なお環境政党「緑の党」は 1978 年に 3.9% の議席を獲得し、以降議席数を増やしていき、2008 年には 8% にまで増えた。また 1990 年に SPD との連立で与党にもなっている。



ニーダーザクセン州	
面積 :	47634.90 平方 km
人口 :	7,923,000 人
GDP :	214 億ユーロ
一人あたり	
GDP :	26,974 ユーロ
政治 (2008 年の選挙)	
首相 :	デイビッド・マカリスト (CDU) ※
与党 :	CSU / FDP の連立
議席 :	キリスト教民主同盟 CDU 42.5
	ドイツ社民党 SPD 30.3
	ドイツ自民党 FDP 8.2
	緑の党 8.0
※	左党 7.1
2	その他 3.9

013 年現在はステファン・ベイル。当時の政権を反映させるため、2008 年当時のデータを標記。



ニーダーザクセン州ハノーファー市庁舎



マッシュ湖



ニーダーザクセン州ハノーファー市町並み



世界最大のコンピュータ見本市 CeBIT

b) 州の環境対策

ニーダーザクセン州の環境とエネルギー気候保全省（Niedersächsisches Ministerium für Umwelt und Klimaschutz）は自然保護、水の保護、水管理、廃棄物、汚染自然保護、廃棄物、汚染といった環境問題では「古典的」ともいえる分野を所管するほか、原子力施設に関する承認、監視、管理といったことを担っている。2001年からはエネルギー政策と気候変動も加わった。

その設立は 1986 年にまで遡るが、他の州に比べて取りたてて早く設立されたわけではないとのことである。

しかし、ドイツ国内では 1970 年代半ばから原子力施設に関することが政治的課題となっている。とりわけ州内に放射性廃棄物最終処分場の候補地があがり、州の政治的動向にもかなり影響があった。最終処分場は現在でも常に議論の対象になっているが、こうした案件も環境省の設立やその後の取り組みと無関係ではないとのことである。

なお 2008 年 10 月に、「気候保護に関する州政府委員会（Regierungskommission Klimaschutz）」が設置されている。会長にはウヴェ・シュナイデヴィント教授（ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所所長）が就任した。2020 年までに 1990 年よりも温室効果ガスの排出を 40%削減するのを目標にしている。



ニーダーザクセン州政府の方たちと



州内の至る所で見られた環境学習の呼び掛け

イ ニーダーザクセンの自治体と学校について

a) 州内の自治体

学校の環境コンテストの開催については自治体の共同組織が大きく影響している。その関係については後述することとし、ニーダーザクセン州における自治体がどのような構造になっているか概要を述べる。

州内の行政単位とその構造は複雑で、日本の市町村に相当する基礎市町村に関しては小規模のことが多い。そのため 10 万人程度の自治体でも「大規模都市」と呼ばれることがある。また州によっても構造がやや異なる。ニーダーザクセン州の場合、おおまかに分けるとまず郡 (Landkreis) と、郡には属さない郡独立市 (kreisfreie Stadt) がある。

郡に属するかたちの自治体は大きく分けて三つある。まずは単独で行政活動を行っている単一市町村 (Einheitsgemeinde)。そして、複数の基礎市町村が集合した市町村小連合 (Samtgemeinde)、さらに市町村が設置されていない地区 (Gemeindefreie Gebiete) である。

ニーダーザクセン州			
郡 (Landkreis) 38			郡独立市 (kreisfreie Stadt) 8 市
市町村が設置されていない地区 (Gemeindefreie Gebiete) 25 地区	市町村小連合 (Samtgemeinde) 複数の市町村が集合したもの 140 団体 (これに属する基礎市町村は 97 市 854 町村)	単一市町村 (Einheitsgemeinde) 単独で活動する基礎市町村 59 市 5 町村	




図 ニーダーザクセン州の自治体の構造（広義の市町村の合計数は 1023 ある）



b) 三つの自治体の共同組織について

ドイツの自治体は州、連邦、EU からの圧力に対して自らの存在感を示し、利益を守るために結束する動きがよく見られる。

各州に自治体の共同組織があり、また自治体の全国共同組織もある。ニーダーザクセン州も例外ではなく、以下の三つの自治体の共同組織がある。構成から鑑みると、複数の共同組織に属している自治体も存在する。

名 称	構 成
 <p>ニーダーザクセン市町村連盟 Niedersächsische Städte und Gemeindebund</p>	郡に属する市町村及び市町村小連合が加盟するもの。実質、州内最大の自治体組織であり、学校の環境コンテストの開催にも強い影響があった。なお郡独立都市は含まれていない。
 <p>ニーダーザクセン郡会議 Niedersächsischer Landkreistag</p>	37の郡とハノーファー広域連合による共同体
 <p>ニーダーザクセン都市会議 Niedersächsischer Städtetag</p>	128の市町村が加盟。またニーダーザクセン州ではないブレーマーハーフェン市なども加盟している。

c) ニーダーザクセン市町村連盟

後述する学校の環境コンテストの開催に大きな影響があったと考えられるのが「ニーダーザクセン市町村連盟 (Verband Der Niedersächsische Städte und Gemeindebund／略称：NSGB)」である。

同連盟は400以上の市町村が参加しており、参加市町村の総面積はニーダーザクセン州の4分の3に相当する。また州内には選挙等で選ばれた議員・市長などが2万2000人いるがそのうち1万5000人が同連盟に参加するかたちとなっている。州政府と渡り合うには十分な規模といえる。



この連盟の目的は大きく分けると二つある。まずは市町村の自由な自治を強化すること。そして、農業地帯と都市部の両利益を追求することである。そのために課題や問題についての情報交換を行う。

また他の二つの組織（ニーダーザクセン郡会議、ニーダーザクセン都市会議）とも共同作業を行なっている。加えて、ドイツ全国の自治体を代表する連邦レベルにおける組織のメンバーでもある。

d) ドイツの学校について

ニーダーザクセン州内の学校についてその概要をみると、その構成や教師の職務制度等、日本とは性質が大きく異なる。教育と職業資格及び就職の関連性が強く、留年制度もある。

教育制度は立法権が州にあるため、州ごとに少しずつ異なるが、おおまかにいえば、まず小学校は基礎学校（グランドシューレ）と呼ばれ、6歳時に入学する。修学年数は4年である。その後のコースは生徒の才能にあわせて主に三つの進路がある。すなわち基幹学校、実科学校、ギムナジウムである。自治体によってはこれらの三つの学校をあわせた総合学校を設置しているところもある。総合学校も三つの学校を並行にひとつの学校にした場合と、統合している場合がある。学年の数え方は基礎学校（小学校）の1年生から連続で数える。例えば7年生は日本の中学1年生の学年に、10年生といえば高校1年生の学年に相当する。

また数年前から終日制の学校も増えてきているが、大半は半日制で、これまでの通常でいうと学校は午前中で終わる。そのため日本の学校の部活のような仕組みは原則的にないが、学校あるいはクラスごとに文化などのプロジェクトを行うケースもある。後述する学校環境コンテスト「気候チェッカー」もそうしたかたちで実施されていると考えられるものもある。

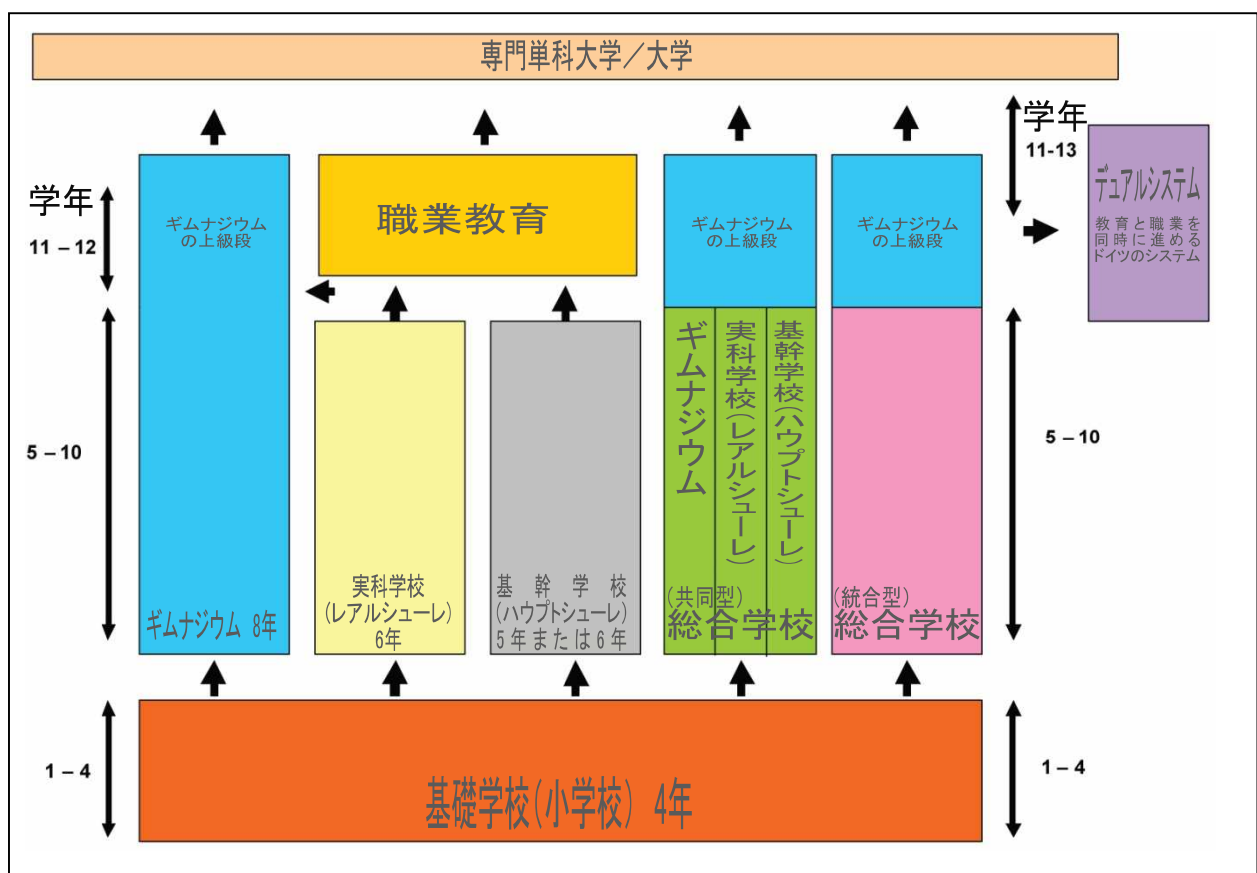


図 ニーダーザクセン州の教育システム 同州文化省の資料に手を加えて作成

<p>基幹学校 Hauptschule／ハウプトシューレ 修学年：5年場合によっては6年</p>	<p>修了後に就職し、職業訓練を受ける。手工業などの職業に就く。また職場と同時に学校でも訓練するというデュアルシステム（二元職業教育制度）があるが、ドイツの特徴的な部分である。</p>
<p>実科学校 Realschule／リアルシューレ 修学年 6年</p>	<p>終了後は特殊な職業専門学校または専門上級学校や専門大学に進学するケースも少なくない。一般に企業の管理事務職員や商売・サービス産業の従事者といった職業に就く。</p>
<p>ギムナジウム Gymnasium 修学年 8年</p>	<p>大学の入学資格（アビトゥア）を取得するのが前提となっている。歴史的には社会のエリート層の教育を担っていたため、現在もその影響がカリキュラムや学校の雰囲気にも残っている。</p>

第2節 地方自治体の事例紹介

ここでは、地方自治体の地域内関連団体や民間企業との連携について事例をあげて紹介する。英国においては、先に述べたように、気候変動対策のための長期的かつ拘束力のある世界で初めての法律として「2008年気候変動法(Climate Change Act 2008)」が成立している。これに基づき、二酸化炭素の排出量を削減するために法的拘束力のある数値目標を設定している。こうした中、自治体においても、二酸化炭素削減などの環境施策により、持続可能な地域社会の構築に向けて様々な取り組みを行っている。ダービーシャー県(Derbyshire County Council)はハード面の整備と共に、意識啓発などソフト面での両面においての施策の実施や、地域住民や民間団体とパートナーシップを構築して取り組む等、地域発展を絡めての施策が特徴的であることから、当自治体を例示とすることとした。

1 英国：ダービーシャー県(Derbyshire County Council)

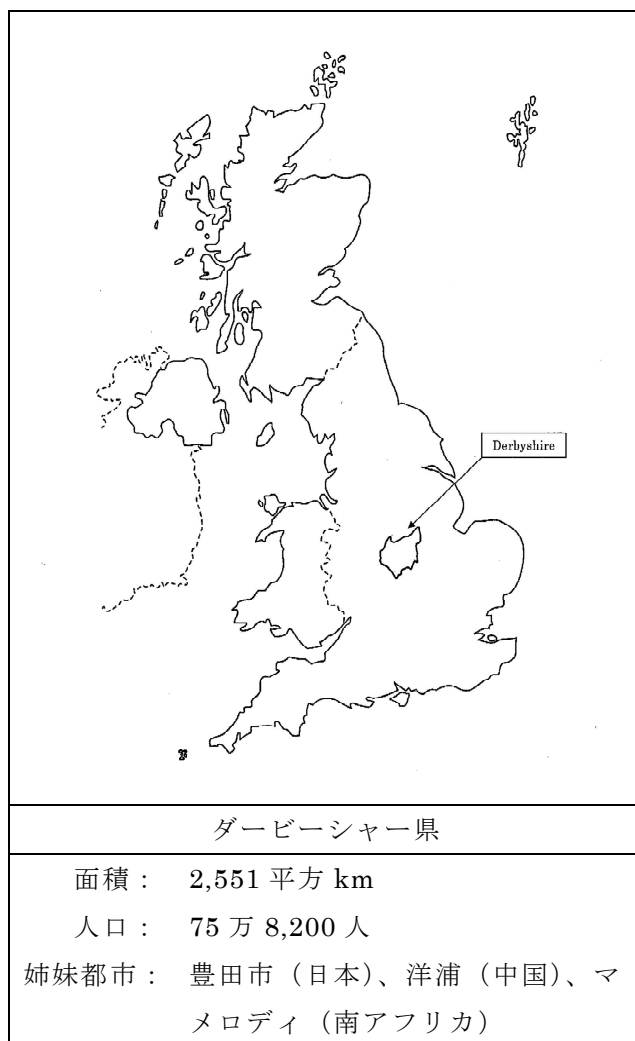
(地域住民とのパートナーシップ等を活用した環境政策)

(1) ダービーシャー県の概要

ダービーシャー県は人口約76万人(ダービー特別市を除いた場合)で、イングランドの中部、イースト・ミッドランズに位置している。北東は旧炭鉱地区、南はダービー市のある工業地区で、ロールスロイスやトヨタ等の大企業があり、南東では伝統的繊維産業が行われている。周辺地区としては、北西部にマンチェスター、北東部にシェフィールド、東部にノッティンガム、南部にバーミンガム、レスターといった英国主要都市が隣接しており、道路交通網も整備されている。また、県内には丘陵地帯が多く、北西には英国で初めて国立公園に指定されたピーク・ディストリクトがあり、中央部に世界遺産として登録されているダーウェント・バレー・ミルズ地区がある。同県は世界レベルの美しい景観を備えた観光地であり、ロック・クライミングやサイクリング、乗馬にハイキング、パラシュージング等屋外アドベンチャーが盛んで、毎年約3,500万人が訪れ、観光は同県の主要な財源の一つとなっている。

北東部の鉱山跡地の地域再生事業 (Regeneration Project) についても積極的な取り組みがなされており、炭鉱の跡地 200 エーカーを物流地区や商業地区として再生しようとしている。この地域再生事業には政府及び EU から補助金が出ており、5,000 人を雇用して汚染物質の除去作業、M1(高速道路)へのジャンクションの建設、車道拡張等地域周辺道路の整備、上下水道・電気整備や物流倉庫の整備、ホテル、レストラン等の商業施設の整備も行っている。当地における太陽光発電計画として、M1 走行車両から見えるよう馬の絵柄 (馬は英国では神の象徴として使用されることがある) のソーラーパネルを道路脇に設置し、昔この地域が炭鉱で、環境改善により地域が再生したことを知らせるといった試みも行われている。

また、南ダービーシャー市バーナストン地区に、豊田市に本社を置くトヨタの現地法人が設立されたことがきっかけで、ダービーシャー県と豊田市が 1998 年に姉妹都市提携を結んでいる。文化・教育交流が恒例となっており、2001 年から中学生交換派遣事業が毎年行われ、その友好交流を着実なものとしている。



ダービーシャー県の州都マトロック内の風景

(2) ダービーシャー県における環境政策

1 環境施策概要

ダービーシャー県は、持続可能な未来を創るために、また誇るべき遺産と自然環境を守ることを目的として、環境対策・気候変動対策に積極的に取り組んでいる。

同県は、県の庁舎や学校の校舎などの消費電力の削減、輸送手段の工夫や、地域住民への啓発活動等を行っている。英国の寒い冬のために日本の官公庁舎のような温度設定規制は行っていないが、消費電力を抑えるための街路灯の LED 化や、日本企業に

より開発された自動的に消費電力を抑えるパソコンソフトの導入、室内灯などの節電等により、二酸化炭素の削減に努めている。

英国政府が導入している炭素削減義務(Carbon Reduction Commitment)⁶により、二酸化炭素排出量に応じて、県自体は年間 200 万ポンド、学校だけでも年間 800 万ポンド、公的施設全体としては年間 1,600 万ポンドを政府に支払っている。企業も同様に支払い義務があり、製造業では 250 人以上の従業員がいる企業が対象となっている。県からは、中小企業に対し、二酸化炭素の排出量モニター装置を貸出しており、意識啓発に努めている。

また、地域住民が個々人で環境対策に取り組めるよう、パンフレットを作成・配布して、普段の生活でできることや、ごみの削減リサイクルを含め、啓発活動を進めている。ダービーシャー内では市ごとに分別収集のカテゴリーは異なっているが、県が各市町村レベルの基礎自治体が収集したごみをリサイクルしている。また、2010 年より地域住民によるリサイクル運動を進めるため、顕彰制度を設けて県内の 20 名を環境大使(Environmental Ambassador)に任命している。

ほかにも、県では地域内の住民等で構成されるエコ・チームを支援している。これらチームは、学校等へは平日、一般地域住民に対しては平日の夕方や土曜日に啓発活動を実施している。

パートナーシップ事業としては、2008 年に地域住民の生活向上組織としてダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム(DPF)を設立した。DPF は、県をはじめとする公共団体や、民間企業等で構成されており、構成団体で意見交換等行う会議を開催し積極的に情報交換を行っている。

⁶炭素削減義務(CRC: Carbon Reduction Commitment)は、英国内のビジネス・公共セクターの企業・団体を対象とした、義務的排出量取引制度である。この制度では、各企業・団体の排出枠は入札で決まる。2010 年 4 月に 3 年間の試行期間が開始され、その後本格的に導入されることとなっている。



温泉療養ホテルの廃業後の建物を引き継いだダービーシャー県庁舎(マトロック)

また、画期的な取り組みとしては 2011 年にエコ・センターが設置された。環境にやさしい取り組みについて、住民に情報提供や実際の方法を教えるため、子供もできる簡単なコースから専門家が講師として地域の伝統産業である石材を活用した石壁や屋根作りの指導を行う長期間にわたる専門的コースまで用意されている。全ての授業は実費分として有料で開催されている。

先に述べたように、国からイングランドの自治体に対しての補助金を 2011 年～2014 年までの 4 年間で 28%削減（毎年度平均で 7.1%減）することを明らかにするなど（2010 年 10 月発表のスペンディングレビュー（包括支出見直し）、自治体の立たされている状況は大変厳しいものとなっている。

そんな中でも同県では、Green Watch Action プログラムとして、環境活動の支援を行っており、地域内の約 400 の活動団体に対して年間 500 ポンドを上限に補助金を支給している。厳しい時代であるからこそ、次の世代へ引き継ぐべき遺産、自然環境に目を向け、その対策に取り組んでいる姿勢は、学ぶべき点が多いと思われる。

2 ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム (Derbyshire Partnership Forum)

自治体と民間とが協同して取り組むパートナーシップ事業として、ダービーシャー・パートナーシップ・フォーラム (Derbyshire Partnership Forum、以下「DPF」とする) があげられる。

DPF は、ダービーシャー県において、人々のニーズを満たしたより良い生活環境を提供することを目指し、皆で協力して取り組むことを目的に 2000 年に設立された。

DPF は、県をはじめ、市、警察、大学、自然保護団体や NPO、民間企業や商工会議所など約 60 団体で構成されている。

年 2 回会議を開催し、各団体での現在の活動内容や課題について、構成団体が自由に意見交換や情報交換を行っている。DPF の事務局は県が行っており、各構成団体が

らの報告記事を年4回ニュースレターとしてメール配信し、情報発信している。

また、2009年から2014年までの5年間にわたってパートナーシップによる持続可能な社会作りに向けたダービーシャーの持続可能地域戦略(Derbyshire's Sustainable Community Strategy 2009-14)を策定している。

DPFは、合意された優先課題の実施に責任を持つ多くのパートナーシップと作業班によってサポートされている。

全てのパートナーは、DPFの情報共有協定に登録しており、この協定が作られたことで、公共、民間及び第三セクター間での情報共有が可能となっており、結果彼らは必要とするサービスを受けられるようになっている。また、全てのパートナーはダービーシャー県を超えてより団結したコミュニティの確立のために共に取り組んでいる。

また、DPFには気候変動グループ(Climate Change Group)が存在し、その構成員は、県・市をはじめ、ピーク・ディストリクト国立公園局や他の環境保護団体、国民医療保険サービス(National Health Service : NHS)等からなっている。

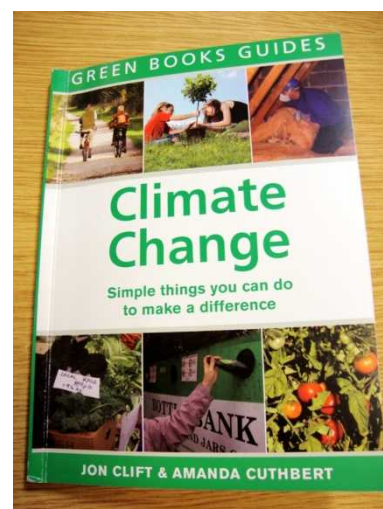
彼らグループは会合を開き、ダービーシャーの気候変動に関する利用可能なデータの照合や、グループの将来のプロジェクト及び活動のための指針を提供するために、炭素モデル化ソフトウェア(Carbon Modelling Software)の使用を提案している。

現在グループによって取り組まれている気候変動関連プロジェクトに関する情報も、DPFのウェブ上で情報発信されている。⁷

このように、各グループが得た情報や取り組みは積極的に提供されており、自由に意見交換や情報交換を行うことができることから、地域に根ざした生活向上組織となって認知されているとのことである。

3 グリーンブックガイド (Green Books Guides)

ダービーシャー県は、気候変動に関するノッティンガム宣言(The Nottingham Declaration)に調印している。これにより、ダービーシャーが炭素排出量の削減のために行動を起こすこと、気候変動の原因に対処するためにダービーシャーのコミュニティをサポートすること、そして起こりうる影響に、より弾力的に対処することとしている。



⁷http://www.derbyshirepartnership.gov.uk/thematic_partnerships/other/climate_change_group/default.asp

この目標達成に向け、ダービーシャー県とダービー市は Green Books 特別版としてグリーンブックガイド (Green Books Guides) を 2011 年に出版した。

このガイドブックでは、読者が自己の生活において二酸化炭素排出量を削減し、環境への負荷を低減させるために必要なことを簡易な言葉で章ごとに分かりやすく説明している。例えば、ある章では、屋内暖房・クッキング・皿洗い・衣類洗濯と乾燥・ショッピング等、地域住民の毎日の生活に密着したかたちで具体的な行動を例示しながら、二酸化炭素の削減効果を数値等でもって紹介している。

普段生活での環境負荷具体例	負荷削減でできることとその効果等
水道水を流し続けての歯磨き／1 分間に 6 リットルの水使用	マグカップの使用により、約 10 リットルの水使用節約ができる
パーソナルコンピューターの電源を落とさずにいた場合／1 夜で 1kWh の電気使用	1,000 人の地域住民が夜に PC の電源を落とした場合、年 180 トンの二酸化炭素排出量削減ができる
料理をする時／大体の電気調理器具において 1 時間あたり 11 kWh の電気使用	ファン付電子オーブンを使用すると、均一に速く温まり、従来のオーブンと比べ電気使用量が 20%削減できる
電気料金支払いのうち、10%は照明電気料	多くの消費者が 300W の電球を使用しているが、実は 30 以上低エネルギーの電球と同等であり、無駄に電気を消費していることが判明している

ほかにも、地域住民がカーシェアリングできる相手を見つけるためのサイト “Carshare” の紹介や⁸、地域におけるリサイクルネットワーク構築及び地域の廃棄物プロジェクトのためにアドバイスを得られる情報源として、“Community Recycling Network(CRN)”⁹等サイトの紹介をしている。

ガイドブックには、このように実際に日常生活において実行したことで得られる効果を具体的に示し、またネットワークングの情報提供等もなされていることから、環境教育として子供から大人まで広く使用されている。

4 ダービーシャー・エコ・センター (Derbyshire Eco Centre)

エコ・センターは住民の持続可能意識向上を目指し、その実践教育施設として 2010 年 9 月 18 日にオープンした。

ダービーシャー県と、ダービーシャー経済パートナーシップ、技能基金局の 3 団体が主要な資金提供者となり、同県が建物を設計・建設している。その建物自体も、環

⁸<http://www.carshare.com>

⁹<http://www.crn.org.uk>

境に配慮した設計となっている。英国の厳しい冬に対応し、窓ガラスは3層構造で室内温度の管理に適した作りとなっている。材木については地元産の木材を使用、軒先も通常より広く突き出した設計となっており、常時屋外での作業を可能にしている。その軒下には石材を再利用した廃石材を使ったリサイクル石材、作業用机等は間伐材や加工材、室内の床はリサイクルコンクリートを使用し、エアソースヒートポンプでの床暖房を使用している。建物の屋根には植物を植え、屋上緑化も行っている。屋根に設置したソーラーパネルで湯を沸かし、貯水タンクの雨水をトイレに使用、トイレの電気はセンサー感知で点灯する装置を導入するなど、エコを意識した最新技術を積極的に活用するよう心がけているとのことである。



ダービーシャー・エコ・センター施設



施設内は太陽光発電と共に積極的な自然採光

また、建物を見せることだけでなく、専門家や退職者、成人教育センターの県職員約50人が講師として、地域住民に持続可能な発展を可能にするための教育を行っている。この施設における講座の主対象者は成人であるが、親子教室や、地域の中学校の授業での訪問、ダービー市の大学生も見学に来るなど、開かれた教育が行われている。また、ダービーシャー北部で産出されている砂岩（grit stone）や石灰岩（lime stone）を使って家の石垣を作る地元伝統技術を取得する講座もあり、受講期間が長くかかるにも関わらず、大変人気がある。同県は、受講生に、自然環境やこれまで受け継いできた豊かな遺産を大切に保全しながら生活していく姿勢を学んでもらいたいと熱心に取り組んでいる。



地元伝統技術の石壁作りの検定試験

5 ダービーシャー県の環境政策を通して

ダービーシャー県の環境政策において、特に教育施設のエコ・センターは、持続可能な発展のための教育に焦点を当てた、活動やコースのための中枢機関となっている。気候変動問題に対処するためのダービーシャー県の活動をサポートしており、それは、芸術を通して創造性を促進したり、自然界を保持し、健康的なライフスタイルを促進させるための技術を提供する等機会を設けている。

センターのワークショップやサイトにより、地元伝統石材を使用して持続可能な建築技術を教えること等、地方経済を支え、遺産を保持することに貢献しているのも、地域遺産を引き継いでいく上で貢献していると考えられる。

センターでの学習者のほとんどが、今現在地元を支える成人であるが、若い世代のための学習機会（特に成人が近づいている年代）も積極的に設けてあり、親と共に学びに来る若者もいる。このように、環境学習の場が、まさに地域に根ざした施設となりつつあるところが特筆すべき点でもあるといえる。

エコ・センターでの地域住民の交流は、持続可能性を学ぶにあたって、アイデアや専門知識を共有するための場所となっていることや、エコ・センターと持続可能性の学習の促進に関与している全ての人々を連結するものとして広がりを見せている。

2 ドイツ：ニーダーザクセン州 (Niedersachsen)

(気候変動に対する地域プロジェクトー学校環境コンテスト)

(1) 環境プロジェクト「気候変動と自治体」について

1 プロジェクトの概要

学校の環境コンテスト「気候チェッカー2009 (Klima-Checker 2009)」はニーダーザクセン州における環境プロジェクト「気候変動と自治体 (Klimawandel und Kommunen 略称 KuK)」の一つの取り組みである。「気候変動と自治体」は2008年8月に開始した。学校でのコンテストは同プロジェクトの初めての取り組みであった。



環境プロジェクト「気候変動と自治体」の目標は次の4点としている。

- ・ 気候保護と気候変動のテーマについて地方自治体が行動できるような枠組みを構築していく
- ・ 自治体を用意している対策の選択肢をオープンにする
- ・ 自治体を通して市民の気候保護の意識を啓発する
- ・ 自治体間の交流を支援する

自治体レベルで様々な気候変動のためのコンセプトづくりやエネルギーに関する基準づくり、電気に関するシステムを決めることができるが、こういった取り組みの情報共有と交換等のための基礎部分構築の場と解釈できる。

また環境プロジェクト「気候変動と自治体」は気候変動に対する取り組みのためのサポートができる可能性を明らかにする役割も果たしており、2008年8月27日にニーダーザクセンの環境省と共に、情報シンポジウムを開催している。対象はニーダーザクセンの自治体で参加数は330であった。連邦環境省の補助金がどのようなかたちで申請できるかといったことが紹介されている。

また、学校の環境コンテスト以外にもCO₂のモニタリング、自治体の気候保護コンテストなども行っているが、州の環境省や「社会・女性・家族・健康」省と協力している。

環境プロジェクト「気候変動と自治体」は自治体の共同組織、エネルギー会社、金融関係、州環境省による取り組みであるが、実際の運営の責任を持っているのがドイツのNPOともいえるフェライン¹⁰「自治体環境アクション U.A.N.(Kommunale Umwelt-AktioN U.A.N.)」である。

¹⁰ 「フェライン」とは協会やクラブといった定訳があてられる非営利法人を指す。組織名のあとに「e.V.」とついているが「eingetragener Verein＝登録協会、社団法人」の意である。現在の日本の感覚でいえばNPOと理解するとわかりやすい場合も多いので文脈に応じて、フェラインを「NPO」と記述する。

2 NPO「自治体環境アクション U.A.N.」について

自治体環境アクション U.A.N. (Kommunale Umwelt-Aktion U.A.N.)は 1986 年に設立された。自治体の共同組織「ニーダーザクセン市町村連盟」によるプロジェクト NPO (フェライン) である。

同 NPO のホームページによると、市町村の共同組織が設立したものとしては、ドイツで初めてかつ唯一の組織ということである。地域が直面している環境問題に関して、自治体の機関と自治体内に立地する企業のサポートするのが目的である。政治と無関係で、起こっているものを地方が解決するという地域志向が強い。

同 NPO の定款によると、ニーダーザクセン市町村連盟の幹部は自動的に NPO のメンバーになることが定められている。市町村連盟の「環境部門」として実質位置付けられていると解釈できる。事業発表時の同 NPO のホームページによると理事に次の 3 名が就いている。



NPO「自治体環境アクション」理事	NPO「自治体環境アクション」以外の役職
ライナー・ティーママン	ニーダーザクセン市町村連盟の代表
ウヴェーペーター・ラストイン	ニーダーザクセン市町村連盟ボードメンバー シュヴェルパー市市長
ヨアッヒム・フォルマー	ニーダーザクセン市町村連盟の環境関係の部署の責任者 「気候保護に関する州政府委員会」のメンバー

※2012年2月26日現在

人的配置にみると、「ニーダーザクセン市町村連盟」と NPO「自治体環境アクション」の関係が密接であり、さらに「気候保護に関する州政府委員会」との人的関係性が強いことも推測できる。

3 環境プロジェクト「気候変動と自治体」とその周辺

環境プロジェクト「気候変動と自治体(Klimawandel und Kommunen、略称 KuK)」のプロジェクトパートナーについて整理すると、自治体共同組織が 3 団体とエネルギー関係の企業が 5 社、金融・保険関係 3 社、環境 NPO が 1 団体が「プロジェクトパートナー」となっている。

ドイツの企業は、立地している地域において文化、スポーツ、教育、福祉などといった社会的な分野に寄付を行ったり、スポンサリングを行う傾向が伝統的に強い。昨今、日本でも議論が行われるようになった企業の社会的責任 (CSR) だが、基本的に地元の生活の質を高めることに貢献することで、最終的には企業経営にも良好な影響を及ぼすという発想が根底にある。特にエネルギー関係、金融関係は地元へこういった貢献をするケースが多く、環境プロジェクトの「パートナー」に名を連ねるのは特別という感じはないが、それにしてもこれだけの数のエネルギー企業や銀行など

がプロジェクトパートナーとして名を連ねるのは、換言すれば、気候変動・保護が州内の主だったセクターが揃って取り組むべき課題であると認識されているといえる。

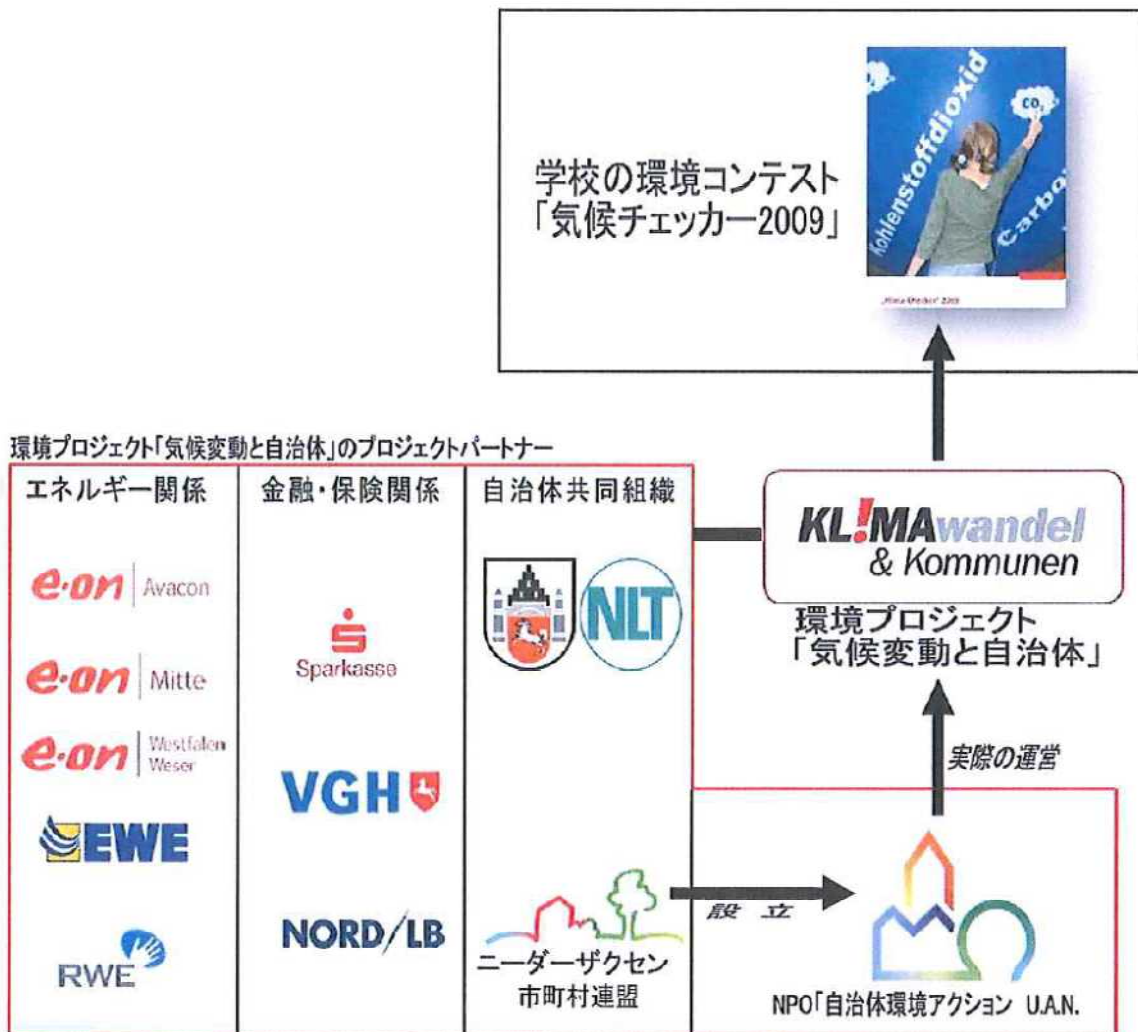


図 環境プロジェクト「気候変動と自治体」を中心にみた相関図（各種資料をもとに作成）

(2) 学校の環境コンテスト

1 プロジェクトの概要

ア 「気候チェッカー2009」の目的

ニーダーザクセン州内の学校においてコンテストを行うことで、学生たちに気候変動への関心を高めてもらうことが目的である。2008年度（2008年9月～2009年7月）に初めて基礎学校（小学校）を対象に実施された。

ドイツ国内には自治体の建物が17万6000あるが、そのうちの3分の1が学校の建物である。つまり、学校は自治体の大きな所有物であり、またエネルギー消費の半分が学校によるものである。

ドイツ連邦環境省が2008年に算出したデータによれば、建築物のライフサイクルの中でのコストを見ると、最初の計画から建築までが20%。残りの80%はランニングコストであるが、その半分がエネルギー関係の費用ということである。学校は技術的に省エネルギーを実現できる現場であり、かつ教育面で学生、教師、保護者の意識を高める機会となる。また簡単な省エネ行動によってCO₂を15%削減できると見られている。なお、報告書には賞金に全額が1万ユーロ¹¹。1位に1,000ユーロ、2位に800ユーロが渡された。

ニーダーザクセン州は2008年に「気候保護に関する州政府委員会」を設置した。州全体の気候保護のコンセプトを作ることが目的である。コンテストの報告書でクリスティアン・ヴルフ州首相（当時）は、自治体の取り組みは具体的であるため、これを通して州全体のコンセプトが向上する、環境プロジェクト「気候変動と自治体」と「気候保護に関する州政府委員会」が協力し合っていることは非常に効果的だと述べている。

イ 応募の傾向

コンテストの応募数は71であった。対象になる基礎学校（小学校）よりも上の学校はニーダーザクセン州には1,300以上ある。報告書「気候チェッカー2009」の中で環境アドバイザーの先生でハノーファーの地方教育委員のウルスラ・フォン・デア・ハイデ氏は「初回としては多いといえる」と評価している。同氏によるとその背景として、最初から学校へプロジェクト用の予算を出したということである。そのため、学校の中で環境コンテストのための優先順位が高くなったとのことだ。またフォン・デア・ハイデ氏は応募内容について次のように分析・評価している。

- ・ ギムナジウムからの応募が23校と多かった。これは学校内で具体的なプロジェクトを行う機会が普段少ないからだと推察される。
- ・ 応募数が初回にしては多かったが、内容もよかった。生徒が楽しみながら、

¹¹ 2009年の受賞式を伝える自治体組織の広報誌によると最終的には12,000ユーロとなった。

創造性を発揮し、努力している様子がよく分かる。

- ・ 展開の仕方が多用。音楽、展示会、フィルム作り、クラス内のコンクール、演劇、ゲーム、生物学・英語の授業など。インターネットを活用したものや、若者向けのミサに展開した例もあった
- ・ 学校の省エネにも学生たちは貢献した
- ・ 学校関係の機関、企業、エネルギー企業などパートナーができ、ときには財政支援も受けた

ウ 審査員

下記の組織から 13 人が審査員として審査を行っている。

- ・ ニーダーザクセン郡協会
- ・ ニーダーザクセン都市協会
- ・ 州教育委員会ブラウンシュヴァイク地区及びハノーファー地区
- ・ 気候保護専門機関ハノーファー
- ・ オースターカッペルン市市長
- ・ ダイスター・エネルギーと環境センター
- ・ ハイブリッヒ・ゴーベル実科学校
- ・ 電力関係 4 人
- ・ 州の保険会社 VGH

環境プロジェクト「気候変動と自治体」のプロジェクトパートナーからの審査員に加えて、専門機関、学校及び学校関係の機関からも審査員として並んでいるのが分かる。

2 「気候チェッカー」の賞について

大賞 4 校をはじめ、合計 43 校に何らかの賞が送られた。なお授賞式は 2009 年 5 月 17 日に環境プロジェクト「気候変動と自治体」のプロジェクトパートナーである NORD/ LB（北ドイツ州立銀行、ハノーファー）で行われた

大賞	4 校
地域賞	計 14 校 エネルギー会社 5 社による賞

KuK（気候変動と自治体）賞	5校 追加された賞
NBS 特別賞	20校 ニーダーザクセン環境と開発協力のためのビンゴ財団（Niedersächsischen Bingostiftung für Umwelt und Entwicklungszusammenarbeit）による賞

3 「気候チェッカー」の受賞内容

ア 大賞 4校

1位	学校名：ヨハネス・アルトフジウス ギムナジウム エムデン プロジェクト名：ワットツアー（9年C組／中学3年生相当）
2位	学校名：ヴィンセン職業教育学校（ルーヘ） プロジェクト名：自動車のスピードとCO ₂ の排出の関連
3位	学校名：オエレル基礎・基幹・実科学校 プロジェクト名：自然保護は気候保護—オエレラー湖の例
	学校名：アルベルト・リープマン校 ハノーファー プロジェクト名：エネルギー・マネジャーとしてのゴーストハンター

【各プロジェクトの内容】

- ・1位 ヨハネス・アルトフジウス ギムナジウム エムデン
プロジェクト名：ワットツアー（9年C組／中学3年生相当）

9年生（日本の学制でいえば中学3年生相当）のギムナジウムのクラスが行ったプロジェクトである。エムデン市の代替エネルギーのプロジェクトを自転車で回るツアーを実施している。年齢別に四つのツアーコースを組み、それぞれの場所で説明を聞くことができる。このプロジェクトと並行に学校内で太陽光発電設備が設置されたりしたが、これに対しても学生がより興味を持った。

また、報告書ではコンセプトがよかったので、市が観光客向けのプログラムとして残すという旨も述べられているほか、学生が「学生企業」を設立し、ツアーの説明者をオーガナイズしようとしていると述べられている。

ハノーファーのメッセセンターでは、若者を対象にした科学・技術関係の「アイデア博覧会」が毎年開催されているが、2009年の博覧会（9月5～13日）にワットツアーを出展している。

・2位 ヴィンセン職業教育学校（ルーヘ）

プロジェクト名：自動車のスピードとCO₂の排出の関連

自動車のスピードとCO₂排出の関連性を調べるプロジェクトである。学生たちが自分で計測し、ゆっくり走るとエネルギーの効率がよく、環境によいことを証明した。

特徴はテストの方法やコンセプトの部分から学校で計画し、実施したことだ。さらに、報告書によると「スポンサー」がいて、テストで使用する自動車や測定のための機材を調達したとのことである。

また、調査結果を様々なかたちで公開していったことも特徴としてあげられる。計測の結果をインターネットに掲載し、地方新聞にも掲載されたほか、テレビ、ラジオにも出演している。気候チェックの歌を作り、動画共有サイトのユーチューブにアップした。市長や市の環境委員に説明する機会も得たとのことである。

ちなみに分析データによると、時速150キロから120キロに減速することで25%のCO₂排気量減になり、さらに90キロにまで減速すると40%排出量を減らせるということである。

・3位 オエレル基礎・基幹・実科学校

プロジェクト名：自然保護は気候保護—オエレラー湖の例

6年生の生徒のオエレラー湖を使ったプロジェクトである。湖でCO₂を保管できるものを研究した。湖の周辺の道に情報ボードを設置するなどの整備をすることで、湖と気候保護についての学習ができるようにしたものである。

生徒たちは水に関する研究ラボをつくり、学校は様々なスポンサーも捜したほか、生物学者が顧問のようなかたちで協力するような展開があった。これによって長期調査が可能となった。

ラボは幼稚園の子供が使うなど、その後も残っており、学校外の人にも関心を集め、新聞も取材に来たとのことである。このプロジェクトによって、生徒の成長もみられ、生徒たちはその後も活動を続けたいと意欲を見せている。

・3位 アルベルト-リーブマン校 ハノーファー

プロジェクト名：エネルギー・マネジャーとしてのゴーストハンター
(複数学年の学生)

省エネルギーの意識を高めるのが目的のプロジェクトである。演劇の要素を使って、省エネルギーの事例作りや動機づけを狙った。エネルギーを無駄に消耗するものを「おばけ」として位置付け、それを退治するのが「ゴーストハンター」だ。具体的には学

校の建物の中で、窓の隙間を探すなど、エネルギーの無駄になっている箇所を探し出し、全体像を明確にした。そして小さな改善をすることで「省エネ学校」にすることができた。

また、演劇のワーキンググループがゴーストハンターのフィルムを作ったほか、「おぼけ」の歌も作り発表した。

イ 地域賞 14校

エネルギー会社 5社による賞

EWE 地域賞 3校

1位	学校名： オースタホルツ・シャームベック職業教育学校 プロジェクト名： フィルム、フェアな旅行（経営会計クラス1） 飛行機はCO ₂ をどうしても排出する。その排出した分を学校でカバーしようというもの。例えば、学校で太陽光発電施設を設置し、CO ₂ の排出を減らす。その排出低減分を地元の企業に販売し、そのお金を再び環境プロジェクトに使うと いったもの。
2位	学校名： ツイストリンゲン ギムナジウム プロジェクト名： 学校で省エネルギーの可能性をチェック（7年b組、8年b、c組） 7年生（中学1年生相当）と8年生（中学2年生相当）によるプロジェクトである。暖房や電気についての使用ルールを作り、省エネルギーのための努力を行う。省エネルギーによって、節約分の「浮いたお金」を学校、自治体へ半分ずつ還元するといったもの。
3位	学校名： マリエン学校 ゴールデンシュテット プロジェクト名： エネルギー—通帳とタイムアウト 「エネルギー貯金通帳」を作り、学校内で省エネルギーのルールを作成する。ルールに則り省エネ行動を実行させるプロジェクト。 最後に若者向けのミサを行ったが、その内容は学生によって気候保全をテーマにしたものであった。 (ドイツの学校には宗教の授業があり、いわば倫理教育を担っている。学生を対象にしたミサが学外の教会で行われるケースもあり、宗教と学校を切り離れた日本とは宗教に対する感覚が異なる。このプロジェクトもそういったドイツの学校事情があり、ミサの開催自体はそれほど珍しくはない。)

E-ON ヴェストファーレン ヴェッサー地域賞 2校

1位 学校名：バート ネーネンドルフ ギムナジウム
プロジェクト名：プロジェクト・デー 気候変動、ドキュメンテーション北極旅行（11年c組）

高校2年生相当の学生によるプロジェクトである。校内で行われる「プロジェクト・デー」（様々なプロジェクトを校内で公開するフェスティバルのようなもの）で気候変動の情報を集めて公開する。その気候変動プログラム「Cape Farewell（ケープフェアウェル）」での北極旅行の一環として報告した。

なお、気候変動プログラム「ケープフェアウェル」とは、国際交流機関ブリティッシュ・カウンシルによる北極圏への航海である。100年前に建造されたオランダの帆船にアーティストや科学者らが乗り込むという気候変動の影響に特化したプロジェクトである。同校のホームページによると、2008年9月に開催された2週間の航海で英国、ブラジル、メキシコ、北アイルランドとアイルランド共和国から15～17歳の学生28人が参加し、同校から11年C組のニコ・アンガーシュタインが参加した。

（ブリティッシュ・カウンシルは1938年に設立された英国の公的な国際文化交流機関である。エリザベス二世女王が総裁として就任しており、同機関を通じて英国は世界100カ国以上の国と文化交流活動を展開している。）

2位 学校名：ローデンベルク市学校
プロジェクト名：トラックのCO₂排出、ランプの電力消費、モデルの中の温室効果

温暖化の原因理解のプロジェクトである。自動車の電球、オゾンの原因などを探って解決方法を発見する。

E-ON ミッテ地域賞 3校

1位 学 校 名 : フォイグト実科学学校 ゴッテインゲンフィ
プロジェクト名: 第2回ボーヴェンデン気候サミット: ロー・エネルギーコンテストとレッツ・セーブ (10年生)

ボーヴェンデン地区で行われた環境イベントに同校が参加したものである。高校1年生相当の学生による気候保護、気候変動の意識を高めるイベントとなっている。「ロー・エネルギー」のコンテストを行い、「レッツ・セーブ」というキャンペーンを行った。

2位 学 校 名 : コーヴィニアヌム ノートハイム
プロジェクト名: 省エネ行動のためのエネルギーチェッカー (6年生)

小学校6年生に相当する(ギムナジウム進学2年目の学年)生徒によるプロジェクトである。学校の現状の中で省エネルギーを推進、意識を高めた。

3位 学 校 名 : オーステンブルク、ボーヴェンデン基幹・実科学学校
プロジェクト名: 第2回ボーヴェンデン気候サミット: ユーチューブでフィルム (10年生)

ボーヴェンデン地区で行われた環境イベントに同校が参加したものである。様々な角度から環境、特に省エネルギーについてのフィルムを作成し、動画共有サイトのユーチューブに動画を投稿した。

E-ON アヴァコン地域賞 3校

1位 学 校 名 : ハイリッヒークリストフーロンディ 基幹・実科学学校 レーテ
プロジェクト名: ム
私たちの学校のエネルギーの欠点 (5年c、d組、8年c、d組)

小学校5年生相当と中学2年生相当(基幹・実科学学校進学後1年目と4年目)の学生によるプロジェクトである。保護者、教師、地方政治家とともに学校の建物のエネルギーに関する欠点を見つけて改善した。

2位	<p>学校名：ヨハン・ベックマン ギムナジウム ホヤ プロジェクト名：廃棄物とCO2の回避（環境ワーキンググループ）</p>
	<p>学校が使用する紙が、どこから来てどこへ向かうのかということを考慮しながら、環境を意識した資源の使い方を探すプロジェクトを実施した。</p>
3位	<p>学校名：ヨハンネウム ルネブルク プロジェクト名：「学校企業 ヨーヨーエネルギー」を通じたエネルギーコンサルティング（学校企業 ヨーヨーエネルギー）</p>
	<p>学校内にエネルギーアドバイザーの会社をつくった。学生は自宅においてどのように省エネルギーを実現できるかの方法を提案し、また太陽光発電、省エネ型の電球や無駄なエネルギーを使わなくともすむスイッチに替えるなどの省エネ活動を行った。</p>

RWE ヴェストファーレン-ヴェッサー Ems 地域賞 3校

1位	<p>学校名：ルードヴィッヒ ウインドトースト学校 オースターカペルン プロジェクト名：照明の省エネ（9年生）（9年生 物理）</p>
	<p>中学3年生相当の学生によるプロジェクトである。学校の照明器具を省エネ型の電球に変え、また、センサーを取り付けた。全ての電球をデータベース化し、どこで省エネ化ができるかを分析した。</p>
2位	<p>学校名：インテグレート統合学校フルステナウ プロジェクト名：気候デーから気候保護へ（7、8年生）</p>
	<p>中学1年生、2年生相当の学生によるものである。気候保護をテーマにしたプロジェクト・デー。ポスターや冊子を作り、プロジェクト・デーを構成実施した。</p>
3位	<p>学校名：実科学校ブエア メレ プロジェクト名：気候変動の映画（9、10年生）</p>

中学3年生、高校1年生に相当する学生が行ったプロジェクトである。短編映画を作り、気候変動がどのような影響を与え、自分たちが気候変動に対して何かできるということを示した。

ウ KuK（気候変動と自治体）賞 5校

学校名	プロジェクト名
レナトシューレ・ヒルデスハイム	ソーラーガーデン・ランプの開発と設置
クエルムーブラウンシュヴィング 統合総合学校	エネルギーを紹介するエコジャーナル 省エネルギーと気候変動
ペスタロッチシューレ リンテル ン	エネルギー消費の削減
アルベルトーシュバイツァー校 ハーメルン	古新聞の紙ラッピング
アストリッド・リンドグレン校 ハノーファー	環境配慮の行動で省エネルギー

エ ニーダーザクセン環境と開発協力のためのビンゴ財団による特別賞 20校

学校名	プロジェクト名
ハーゲン a.T.W. 基幹・実科学校	学校で省エネルギー
カエテーコルヴィッツ学校 ハノーファー	エクアドルのアンデスにおけるエネルギー・環 境センターづくり
ヘルマンーテンペルー総合学校 イーロウ WPK 技術	エネルギー：ソーラーハウス（モデル）または 自作の風車
ハンケンヴェッテル 基幹学校	エネルギーの保存と CO2 排出量の削減
アレキサンダー・フォン・フンボル ト学校 KGS ヴィットムント	教室での学生による暖房と換気
ヴェサーミュンデ プレマーハベン ギムナジウム	エネルギー効率化を通じた学生と学校の意識
ガンツターゲス学校 2001 サイケ	基幹・実科学校の教室のための照明コンセプト
ゲシュヴィスター スクール学校 アルテンヴァンデ クイハベン	ソーラーエネルギーでの実験
シュリンゲンギムナジウム	シュターフホルストで樹木の CO2 吸収効果のため の植林

リープフラウエン学校 オルデンプルク	聖母教会学校のためのエネルギーコンセプトの 開発
クリューガー・アドルノ校 イン エルゼ	学生企業、環境ショップ
ヴィルム通りデルメンホルストギム ナジウム	省エネルギーの啓蒙
リリエントール ギムナジウム	エネルギー関連の学校改修の成功
ゲーテ学校 ハノーファー	ゲーテ学校の分校で省エネルギー
ベルセンブリュック ギムナジウム	リーフレットキャンペーン：省エネルギーの自 動車運転
オルデンドルフ学校センター	家計の中の省エネルギー
ボーデンヴェルダー基幹学校	エネルギーのプロジェクトグループエネルギー コストの節約活動
ローダーブルッフ ハノーファー 統合総合学校	植樹は気候変動に対応
フランチェス フェルド ブラウン シュヴァイク統合総合学校	授業で太陽エネルギーの統合と実用化
第 11 ハノーファー地区職業学校	気候保護への貢献としての廃棄物の削減と処分

オ その他の応募校

学校名	プロジェクト名
アイッヒスフェルトギムナジウム デュダーシュタット	消費者行動の変化を通してエネルギーと廃棄物 を減らす
ヴェーゼンドルフ基幹・実科学学校	エネルギー関連の改修のためのヒント
オルデンプルク フォーベル学校	エネルギーの無駄をみる環境保安官
クリスティアン・フォン・ドーム ギムナジウム ゴスラー	省エネルギー行動と環境保護への意識を向上
ボーゼル 基幹・実科学学校	ドキュメントフィルム、プロジェクト・デー
ゲオルク・サウアーワイン実科学学校 グロナウ/L	エネルギー効率とエネルギーアドバイスをテー マにしたプロジェクト週間
ポツェンベルク ヘルムシュテ ット ギムナジウム	責任ある個々のエネルギー効率のよい行動
ランゲン基幹・実科学学校	省エネルギーのヒント：省エネルギー対策と計 画、その実装

ルードウィヒ・ヴィンドトースト校 グランドルフ	学校における気候変動に関する展覧会
エルブマーシェン学校 イン ドロツホターセン	全学で気候変動に関するプロジェクト・デー
パーペンブルク職業学校	照明技術の近代化による CO2 削減
アストリッド・リンドグレン校 エ デヴェクト	学校における水、電気の消費、ごみ分別の環境 規則
バート・ツヴィシエナヘ-エデヴェ クト ギムナジウム	熱画像カメラで学校の建物の断熱性調査
ウスラーギムナジウム	環境保護と省エネルギーの意識向上
シラーシュレー ハノーファー	高効率 LED ランプの導入によるエネルギー効 率の向上
サイケ実科学校	省エネルギーと室内の空気の改善
ウエルセン実科学校	グローバル気候変動
リームスロー メレ 基礎・基幹学 校	気候変動に関する映画
エムリッヒハイムギムナジウム	温度測定と暖房システムのコントロールを通し た省エネルギー校歌
ヴィーフェルスステーデ基幹・実科学 校	代替エネルギー：屋根の上の太陽光発電システ ム、水素技術、太陽電池パネル
ヘルマン-テンペル総合学校 イーロウ	カーテンを通じた気候保護
オステシュレー ヘムモーア	エネルギーの扱いを意識した省エネルギー
ニーベルンゲン-実科学校 ブラウンシュヴァイク	気象データの収集
オスナブリュック-ハステ 職業学 校	32 の駐輪場の作成
ヒンメルストュア ヒルデスハウ ム 実科学校	省エネルギー展
オッター・ハーシ ギムナジウム スプリング	ゲーム：省エネルギーのために誰が照明を消す のが早い
ブラウンシュヴァイク 第 2 職業学 校	気候学習カードの作成
ペーター・ハルトリング学校 スプリング-ベンニグセン	動物の王国—自然の中で省エネルギー行動
マリエンシュレー ヒルデスハイ ム	モデルでハイブリッド車を作成

(3) 州と自治体の伴走

学校の環境コンテスト「気候チェッカー」が州内でどのような位置付けであったかについて、一言でいえば各地域で行う気候変動対策の一事例であるが、コンテスト開催の機構を詳細に見ることで、自治体、州、企業がどのように関わっているかが浮かんでくる。しかし別の見方をすると、学校のコンテストを行うのに何故このような複雑な構造ができあがったのか、という疑問も生じる。特に目をひくのが環境プロジェクト「気候変動と自治体」のプロジェクトパートナーの複雑さで、数多くのエネルギー関係や金融関係の企業もパートナーとして並んでいる。おそらく、プロジェクトというかたちで企業、自治体と一緒にやっけていける基盤として有効であったことが理由であると考えられる。実際、パートナーとして名を連ねる電気関連会社の中にはニーダーザクセン州のものではない会社も入っている。

また、コンテスト「気候チェッカー2009」の報告書の冒頭には州首相の祝辞が載せられ、州のプロジェクトかと思わせるが、実際には、繰り返しとなるが自治体を中心となって実施している取り組みである。

ただ州と自治体は、共通の課題に対して伴走しているのが現状である。例をあげると、表に示すように州と自治体の環境組織の創設年が同じである。こうした州と自治体の伴走はどのように起こるか、公開されている情報からみると、双方に関わる人的な関係性があることが直接の原因としてあげられる。

	州	自治体
1986年	州環境省設立	NPO「自治体環境アクション U.A.N.」設立
2008年	「気候保護に関する州政府委員会」設置	環境プロジェクト「気候変動と自治体」スタート

表 州と自治体の動きは伴走しているケースがある

また一方で、自治体が気候変動対策に乗り出したところ、同時に州でも気候変動対策の枠組みを作っており、自治体にとっては州の協力を仰ぐきっかけとなり、州にとっては具体的なプロジェクトが動き出すといった互いに条件が揃った合意点のようなものとなったのが、学校のプロジェクトなのではないかと考えられる。

ドイツの州と自治体の関係は、常に対立とまではいわずとも一定の緊張関係と協力関係がみてとれる。それに鑑みると、双方自律的な動きを維持しながら協力できる部分を見出した結果ではないかと考えられる。

ともあれ州と自治体の伴走は地方分権の一面でもあり、「気候チェッカー」はその後、2010年度にもう一度高学年を対象に実施され、63校が応募している。また、報告書によると州の文化省とも協力関係を深めており、州内での位置付けも教育プロジェクトとしての性格がやや強まっていると推測できる。

第4章 まとめ

EU と各加盟国によるエネルギー施策等環境政策への取り組みは、互いに進められるべき事案とされている。現在、温暖化防止やエネルギー政策の目標を達成するにあたって、欧州域内の市場統合を環境分野についても完成させることが必要とされている。

一方、同じ EU といえども英国及びドイツの地方レベルにおける環境施策の手法には、違いが見受けられる。

英国においては、2011 年から実施された中央政府からの補助金削減等緊縮財政の影響を大きく受け、エネルギー関連施設建設等の資金投入は困難となっている。それゆえに昔からこの国に根付いてきたボランティアや、自治体と住民とのパートナーシップを組んでの取り組みが、環境施策に生きてきている。自治体は、それらの活動を促進させるための環境作りの場や、情報提供及びネットワーク構築の場を設ける役割を担う傾向がみられる。

また、ドイツにおいては 2011 年 3 月の日本東北地方太平洋沖地震をきっかけに、2010 年 10 月に決定していた再生可能エネルギー普及目標を前倒しで進めていくこととなった。これを受け、国内各地方自治体も環境施策に一層の競争力を持たせている。州や各自治体が自律的な動きを維持しながらも協力できる部分を見出しつつある現状は、同じ目標に向けて歩みを進めている結果だとみてとれる。

加えて、英国の地方自治体では環境施策に従事する地方自治体職員は、その専門分野において長期に携わっている者がほとんどである。環境に限らず他部門についても同様のことがいえ、英国では環境における専門知識を持った地方自治体職員が、その所属をいくつかの自治体等に変えながら、その知識を生かせる業務に就き続ける傾向がみられる。

ドイツにおいても同様で、長年同分野における業務に着き専門的知識を蓄積していく職員がほとんどである。

英国及びドイツ双方において、自治体等の機関構成や政治形態も大きく異なることから、そのまま日本の施策に応用できるというものではないが、同じく地方自治体の財源が厳しい中で、自治体における地域住民を積極的に巻き込んだ両国の施策は、日本の環境施策のあり方を模索する上での参考になるのではないかと考える。

その他参考文献等

- ・英国の地方自治（概要版）2011年度改訂版（（財）自治体国際化協会 2011年）
- ・ドイツの地方自治（概要版）2011年度改訂版（（財）自治体国際化協会 2011年）
- ・Hampton P (2005) Reducing Administrative Burdens: Effective Inspection and Enforcement, London: H M Treasury
- ・Tombs S and D Whyte (2010) A Deadly Consensus: Worker Safety and Regulatory Degradation under New Labour, British Journal of Criminology, 50, 46-65
- ・Raine JW and PA Watt (2012) Collaborative Budgeting: Conception, Conduct and Consequences. Lessons From Five English Local Government Case-Studies, Public Management Review, forthcoming.
- ・Raine JW , Bokhari S and R Dalziel (2011) Local Authority Regulatory Interactions with Business, Report of a Research Project for the Local Better Regulation Office, Birmingham: Local Better Regulation Office
- ・”Klima-Checker” 2009 – Ergebnisse des niedersächsischen Schulwettbewerbss SchülerInnen setzen Impulse zur Minderung von CO2-Emissionen – (Herausgeber: Kommunale Umwelt-AktioN U.A.N./Projekt „Klimawandel und Kommunen“ (KuK), Hannover, September 2009)
- ・ http://www.derbyshirepartnership.gov.uk/thematic_partnerships/other/climate_change_group/default.asp
- ・ <http://www.carshare.com>
- ・ <http://www.crn.org.uk>
- ・ <http://www.derbyshire.gov.uk/ecocentre>

本稿の作成にあたっては、当協会ロンドン事務所の栗田所長補佐が執筆にあたり、東京本部の木村理事長、同事務所の羽生所長、キルヒナー主任調査員が監修にあたった。

また、本稿の執筆に御協力いただいた英国及びドイツの関係地方自治体や環境施策調査に御協力いただいた皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

執筆者 財団法人自治体国際化協会ロンドン事務所
所長補佐 栗田 理香